

助成金をきちんと利用するために

助成金は、融資と違い「もらいきり」のお金です。「返済義務」は、存在しないのです。
中小企業で活用できる助成金があります。きちんと申請し、会社の経営に役立ててください。

実際に受給できるか調べてみたい場合には

下記のアンケートを FAX いただければ、助成金に該当するか否かを判定し、ご連絡します（無料）

申請の代行を依頼するには

弊事務所にて代行申請を行っています。下記ご連絡先までお電話または FAX にてご連絡をいただければ、日程を調整の上直接企業様宛にお伺いさせていただきます。詳細のご説明をさせていただきます ※完全成功報酬制（原則 15%~20%程度）

受給できるか助成金アンケートで調べてみましょう

- Q1. 貴社は雇用保険に加入していますか？ はい・いいえ
Q2. 従業員に社内外の研修を行う予定はありますか？ ある ・ ない
Q3. 会社を設立したのはいつですか？ 年 月 日
Q4. 就業規則で定年は何歳になっていますか？ 歳
Q5. 過去に就業規則を労働基準監督署に届出たことがありますか？ ある ・ ない
Q6. 全従業員は何人ですか？（正社員・パート・アルバイト）
（内 訳） 正社員 _____人 パート・アルバイト _____人
上記社員（パート含む）のうち小学生未満の子供がいる女性（ _____人）
上記社員のうち60~65歳未満の社員（パート含む）（ _____人）
Q7. 従業員の雇入れを予定していますか？ はい（約 _____人）・いいえ
Q8 今までに受給したことがある助成金に○印をつけて下さい。
雇用調整金 中小企業基盤人材確保助成金 キャリア形成促進助成金
その他の助成金 _____

企業名		代表者名	
事業所所在地			
TEL	業 種 (_____)		
FAX	ご担当者 (_____ 様)		

下記宛に FAX して下さい。（問合せ フリーダイヤル 0120-655-818）

FAX : 06-6223-0338

上記のアンケートにご記入いただき、FAX いただければ、御社で受給可能性の高い助成金があるか診断してご連絡いたします。お気軽にご利用ください。お問い合わせは下記まで

クロービック社会保険労務士事務所 / 〒541-0046 大阪市中央区平野町 1 丁目 7 番 18 号 (電話)06-6223-8118
(FAX)06-6223-0338 (メール)info@clovic.co.jp

資料作成：社会保険労務士 西村 薫